

山形県の自殺の現状について

平成 30 年人口動態統計
確定版

山形県精神保健福祉センター（令和元年 12 月作成）

(1) 自殺者数の推移

山形県の平成 30 年の自殺者数は 196 人で、前年に比べ 14 人の減少であった。平成 18 年の 381 人をピークに減少傾向にある。全国の自殺者数は、平成 30 年は 20,031 人で、平成 22 年から 9 年連続で減少している。(図 1)

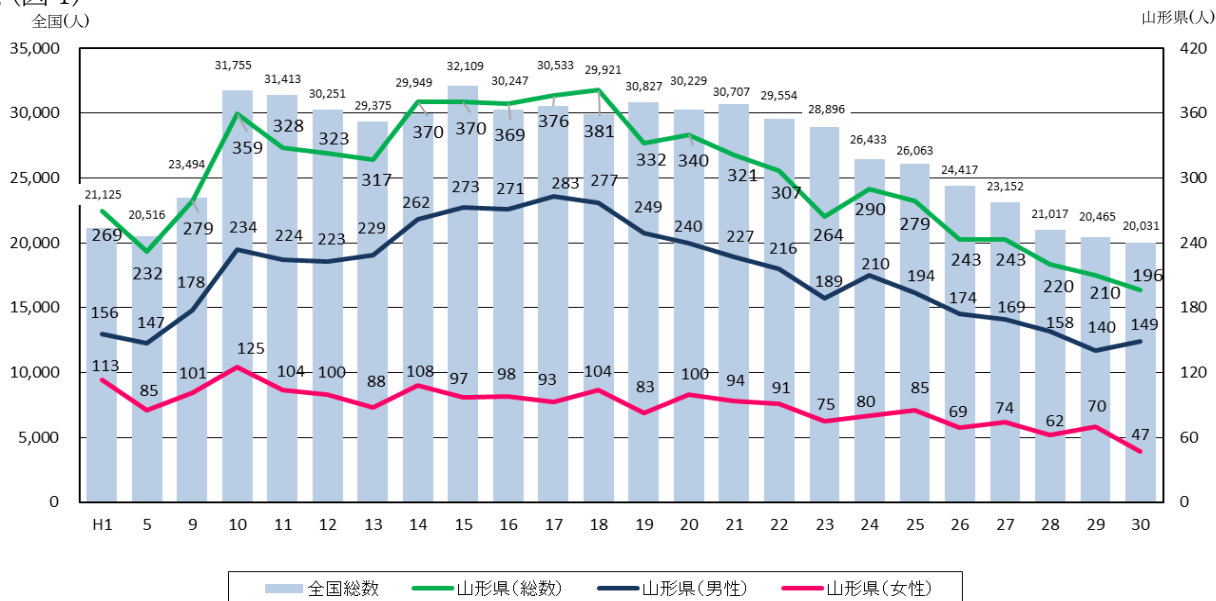


図1 自殺者数の推移(全国、山形県) 厚生労働省人口動態統計

(2) 自殺死亡率の推移

山形県の人口 10 万人あたりの自殺者数(以下「自殺死亡率」)は、平成 30 年 18.1(全国 16.1)で全国 8 位だった。自殺死亡率は、前年(19.2)に比べ減少し、自殺者数同様平成 18 年のピーク時より徐々に減少傾向にあるが、全国と比べ依然高い状況にある。

県では、いのち支える山形県自殺対策計画(H30.3)で、平成 38 年に自殺死亡率 15.0 以下にすることを目標にしており、今後も自殺者の減少に向け引き続き対策を進めていく必要がある。(図 2)

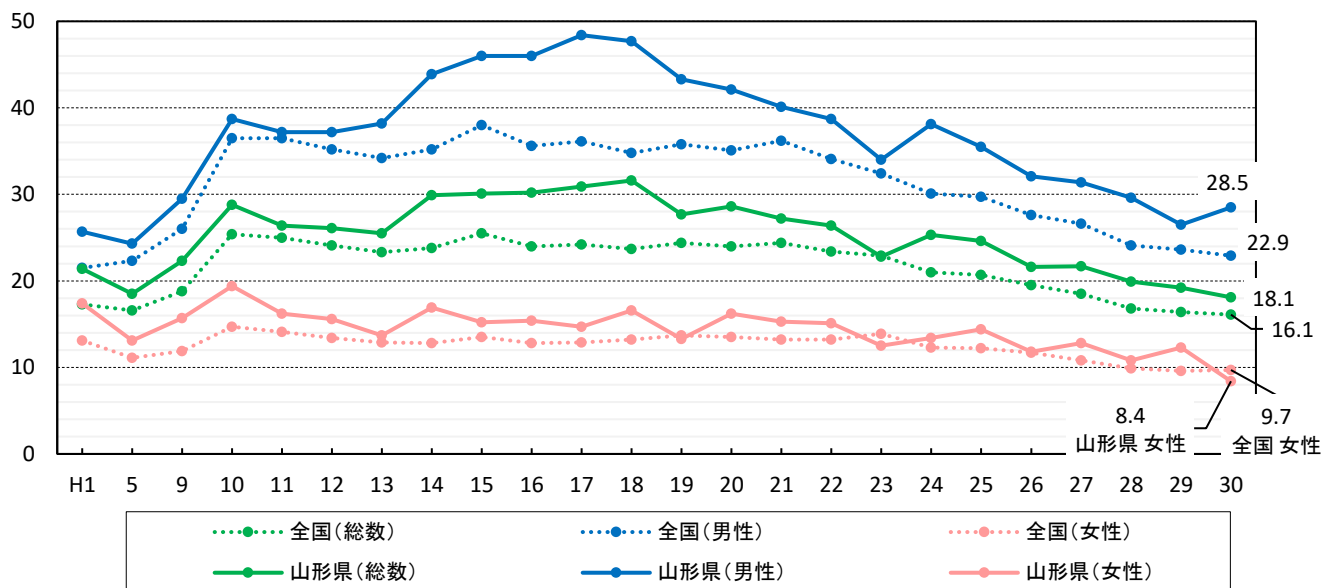


図2 自殺死亡率の推移(全国、山形県) 厚生労働省人口動態統計

(3)地域別の自殺死亡率の推移

県内4地域別の自殺死亡率は最上地域が高く推移している。(図3)

【地域別自殺死亡率】

(平成30年)
 村山：17.0
 最上：27.0
 置賜：16.0
 庄内：18.7

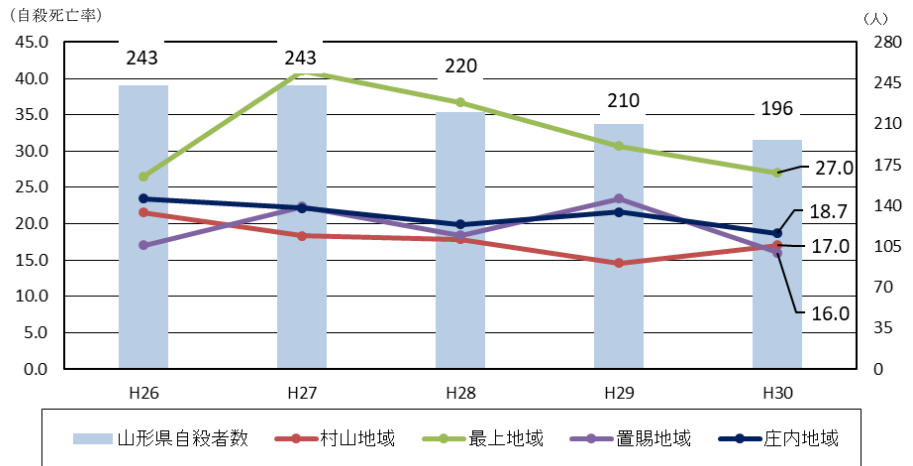


図3 4地域の自殺死亡率の推移 厚生労働省人口動態統計

(4)年齢階級別の自殺の状況

過去5年間の年齢階級別自殺者数では、50～60歳代が多い状況で推移している。(図4)

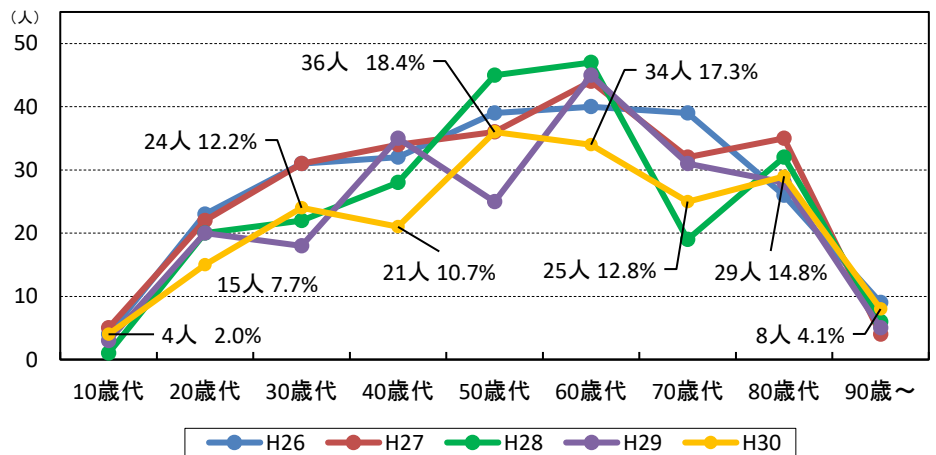


図4 山形県年齢階級別自殺者数の推移 厚生労働省人口動態統計

(5)男女別の自殺の状況

男女別では、男性が149人(76.0%)、女性が47人(24.0%)である。男性の自殺者が全体の7割以上を占め、女性の約3倍となっている。(図5)

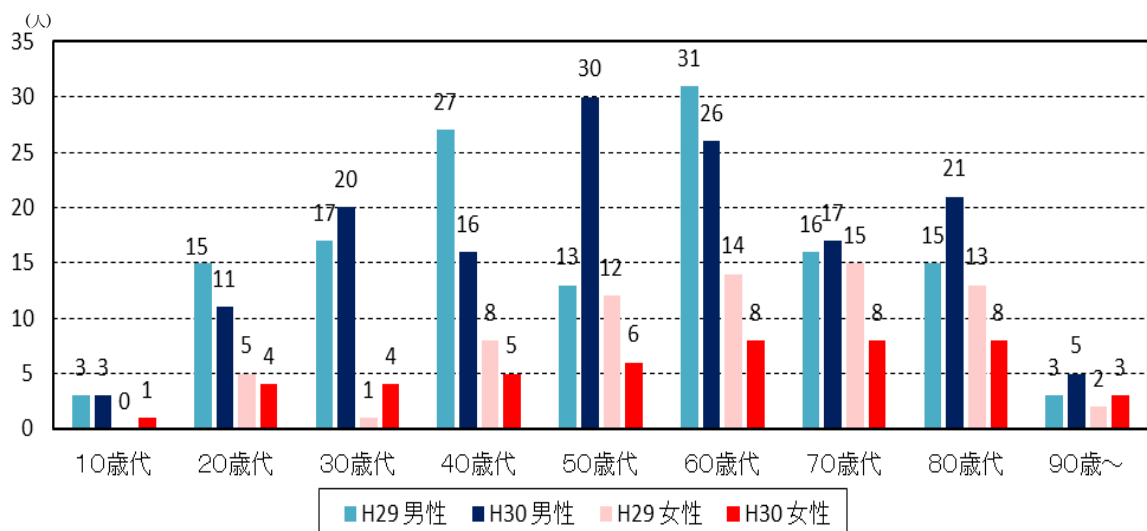


図5 山形県年齢階級別・男女別の自殺者数 厚生労働省人口動態統計

(6)死因別の自殺の状況

年齢階級別にみると、自殺は10～30歳代で第1位、40歳代で第2位、50歳代で3位となっている。(表1)

年齢階級	第一位				第二位				第三位			
	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)
10歳～19歳	悪性新生物	4	4.1	36.4					不慮の事故	1	1.0	9.1
	自殺	4	4.1	36.4					不慮の事故	5	6.2	12.8
20歳～29歳	自殺	15	18.5	38.5	悪性新生物	7	8.6	17.9	不慮の事故	5	6.2	12.8
30歳～39歳	自殺	24	21.2	28.6	悪性新生物	15	13.3	17.9	心疾患	8	7.1	9.5
40歳～49歳	悪性新生物	56	40.9	35.0	自殺	21	15.3	13.1	心疾患	20	14.6	12.5
50歳～59歳	悪性新生物	152	110.9	40.2	心疾患	61	44.5	16.1	自殺	36	26.3	9.5
60歳～69歳	悪性新生物	602	346.0	47.3	心疾患	160	92.0	12.6	脳血管疾患	99	56.9	7.8
70歳～79歳	悪性新生物	990	744.4	41.2	心疾患	305	229.3	12.7	脳血管疾患	194	145.9	8.1
80歳～	悪性新生物	2,078	1,586.3	19.0	心疾患	1,770	1,351.1	16.2	老衰	1,632	1,245.8	14.9
総数	悪性新生物	3,905	360.6	25.5	心疾患	2,328	215.0	15.2	老衰	1,687	155.8	11.0

表1 平成30年山形県死因順位別にみた年齢階級、死亡数、死亡率、構成割合 厚生労働省人口動態統計

※総数の「死亡率」の分母は、年齢不詳の人口を含む。

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合

(7)職業別の自殺の状況

平成30年山形県警察本部自殺統計による自殺者数は202人で、前年に比べ15人減少している。

職業別にみると、「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他無職者」をあわせた無職者が115人(56.9%)で半数以上を占めており、次いで「被雇用者・勤め人」が60人(29.7%)、「自営業・家族従事者」20人(9.9%)となっている。(図6)

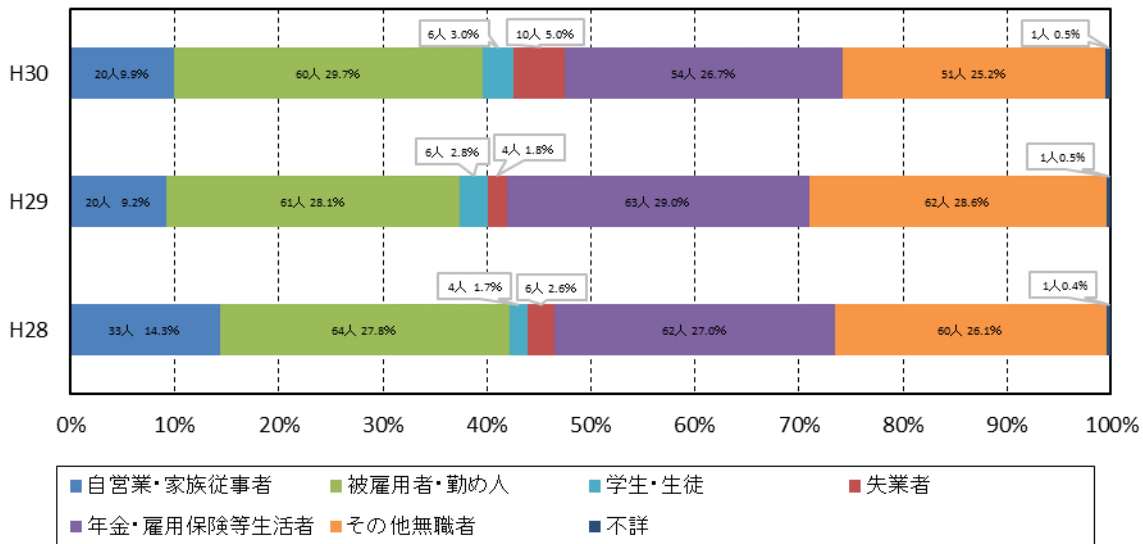


図6 平成28～30年職業別自殺者数及び割合 警察自殺統計

(8)原因・動機別の自殺の状況

原因・動機別の状況を見ると、「健康問題」が 110 人 (40.1%)と最も多く、次いで、「家庭問題」42 人 (15.3%) 「経済・生活問題」40 人 (14.6%)、「勤務問題」25 人 (9.1%)の順となっている。(図 7)

なお、「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中でおきている」と言われており、総合的に対策を進める必要がある。

*原因・動機別の計上については、遺書等の自殺を裏付ける資料があり、明らかに推定できる原因・動機を自殺者 1 人につき最大 3 つまで計上しているため、原因・動機の和と自殺者数は一致しない。

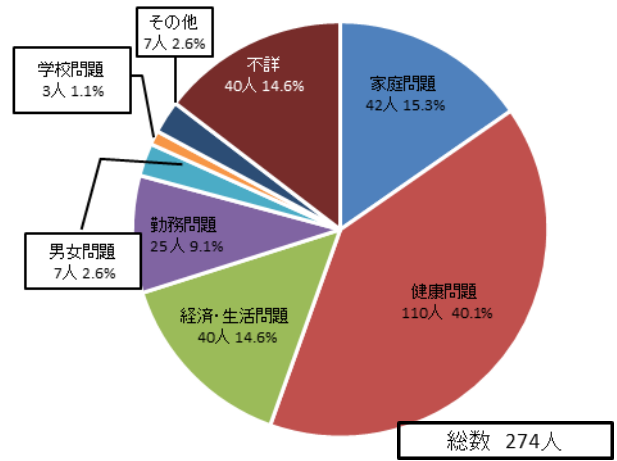


図7 平成30年原因・動機別自殺者数及び割合 警察自殺統計

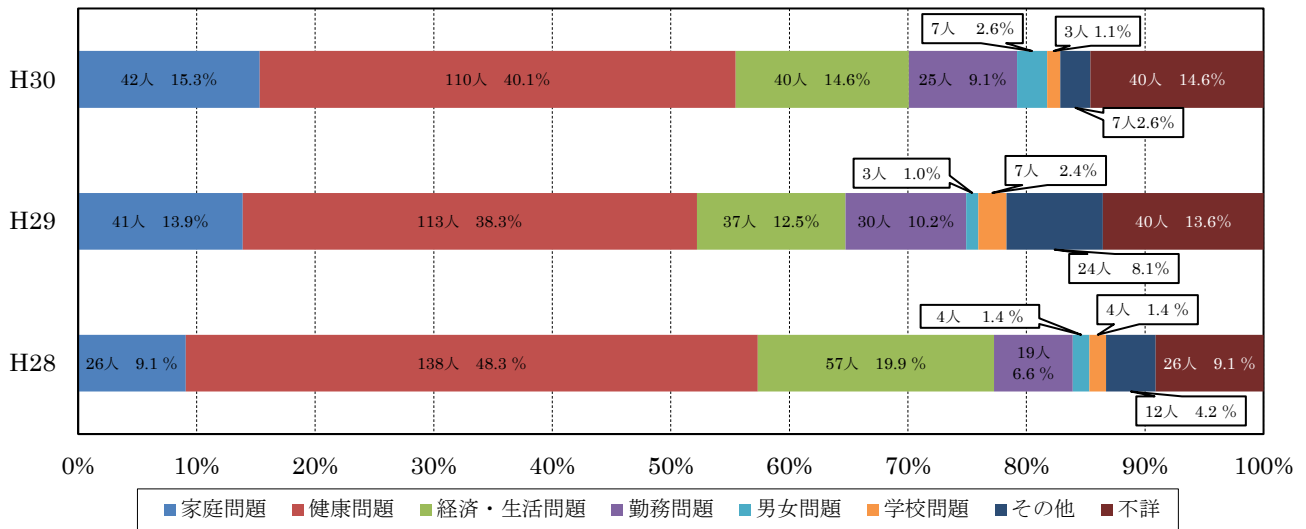


図8 平成28年～30年原因・動機別の割合(総数) 警察自殺統計

表2 平成30年年齢階級別、男女別における原因・動機の順位 警察自殺統計

総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～	
動機原因・ 件数	1	健康	勤務	健康	健康	健康	健康	
	2	勤務	健康	経済	経済	経済・不詳	家庭	
	3	家庭	経済	不詳	家庭	—	不詳	
男性	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～	
	動機原因・ 件数	1	健康	勤務	健康	健康	健康	健康
		2	勤務	経済	経済・不詳	経済	経済	家庭
3		家庭	健康	—	不詳	不詳	不詳	
女性	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～	
	動機原因・ 件数	1	健康	勤務	健康	健康	健康	健康
		2	勤務・学校	男女	経済	家庭	家庭	家庭・不満
3		—	—	不詳	不詳	不詳	—	

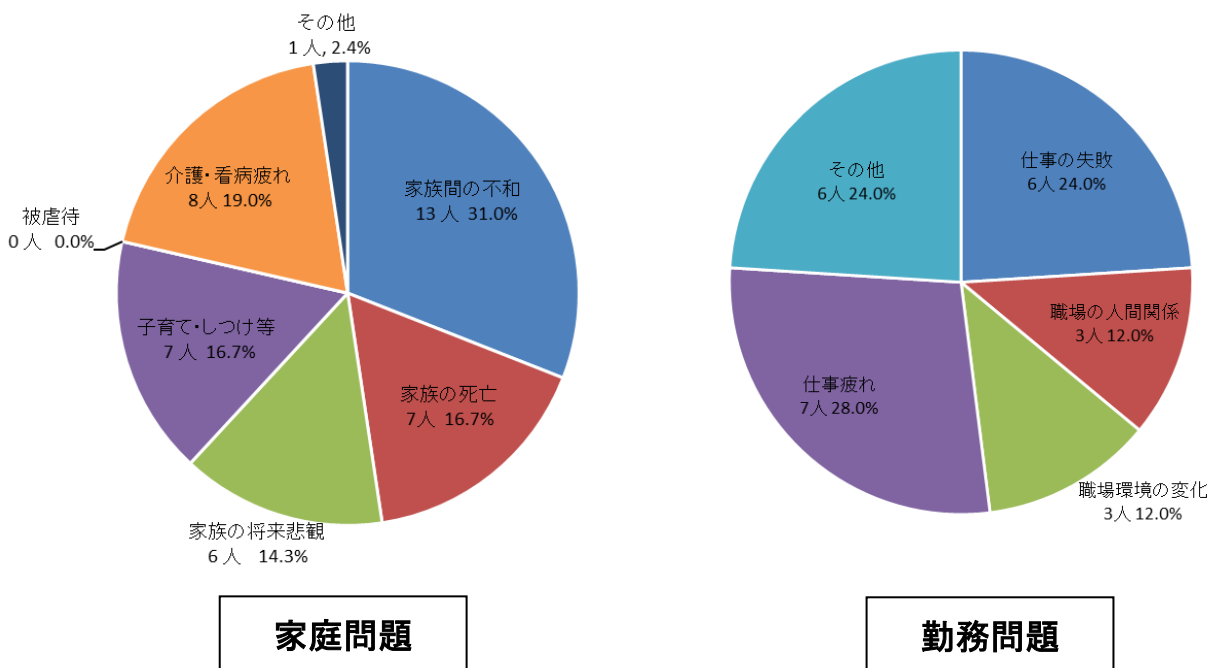
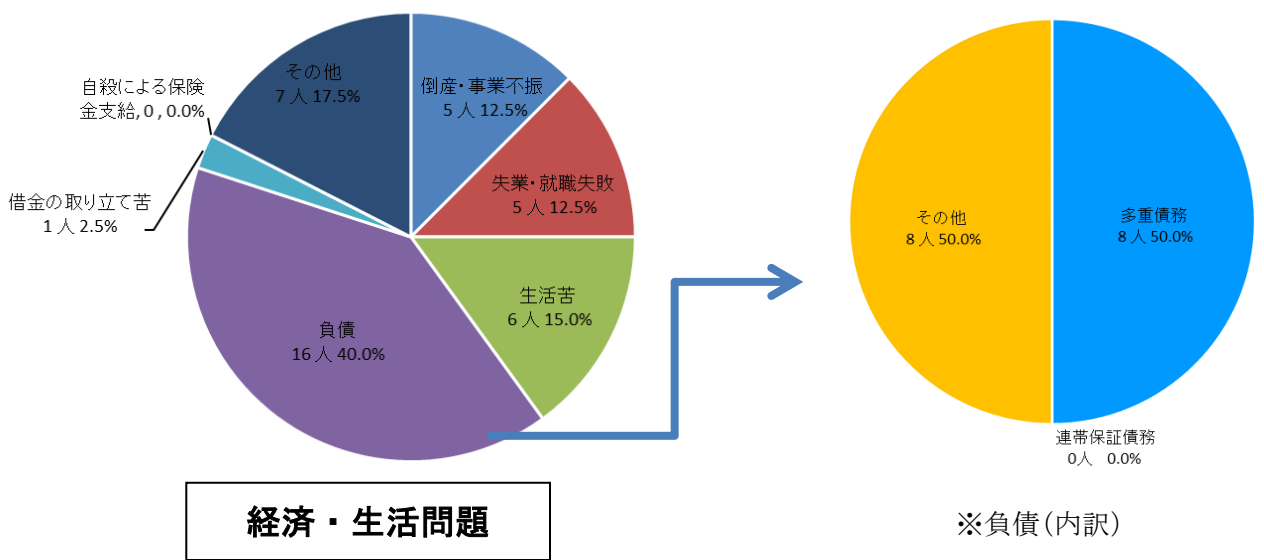
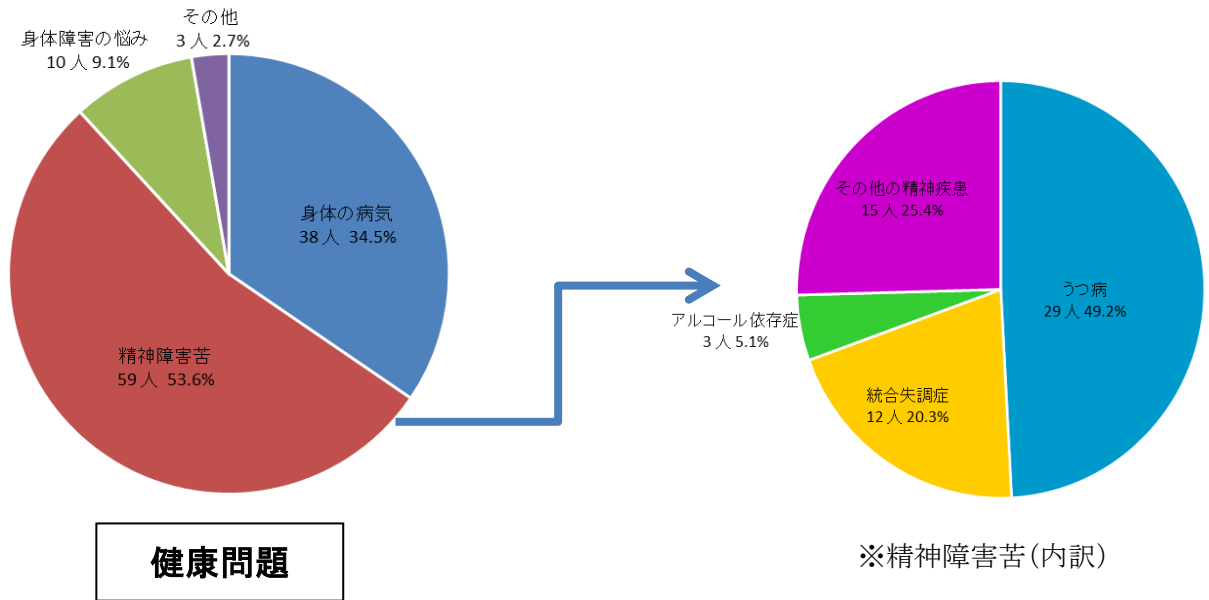


図9 平成30年原因・動機別詳細割合 警察自殺統計

※原因・動機は複数計上(自殺者総数202人、原因・動機特定者274人)

(9) 場所別の自殺の状況

場所別でみると、「自宅」が133人(65.8%)と最も多く、次いで「乗り物」が17人(8.4%)となっている。

(図10)

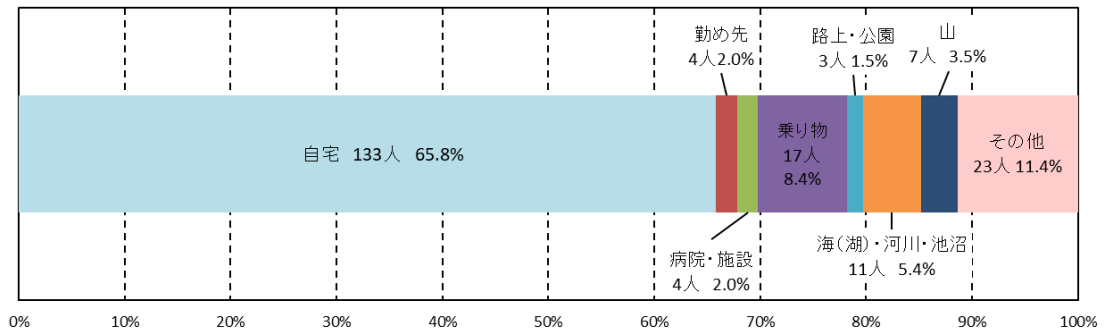


図10 平成30年場所別自殺状況の割合 警察自殺統計

(10) 月別の自殺の状況

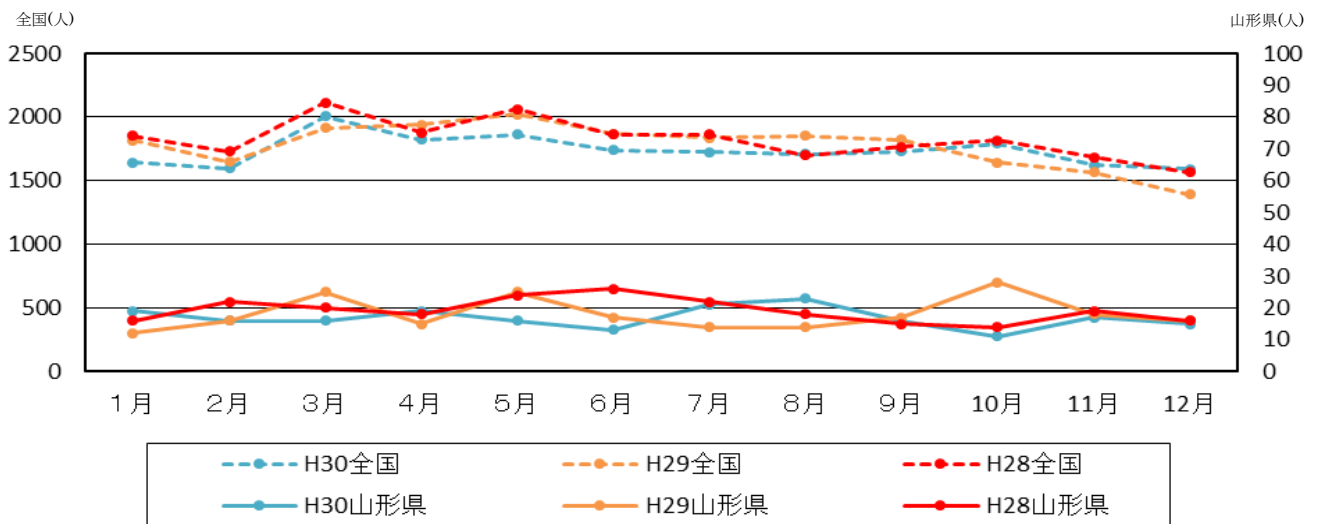


図11 平成28~30年死亡月別自殺者数(全国・山形県) 警察自殺統計

(11) 自殺未遂の状況

自殺者のうち、自殺未遂歴「有」の割合は、男性18.1%、女性25.3%だった。男性より女性の未遂歴「有」の割合が高いのは、全国と同様である。

(図12)

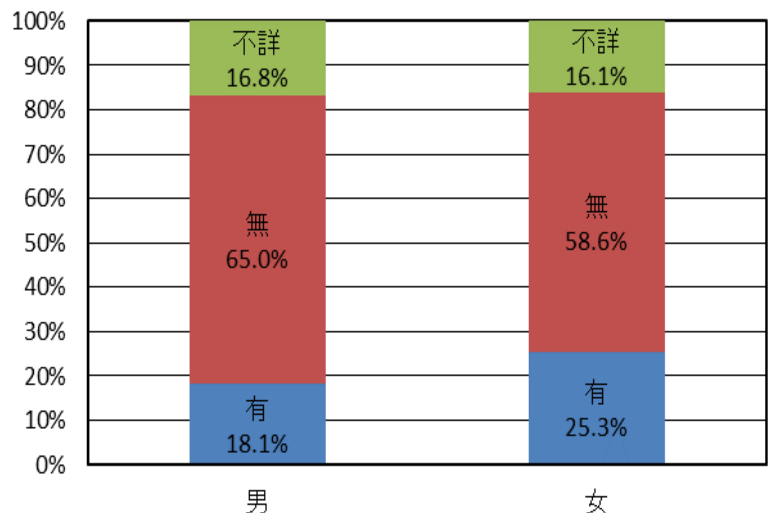


図12 平成28~30年自殺者の自殺未遂歴の有無の割合(平均値) 警察自殺統計

(12) 同居の割合

自殺者のうち、同居者の有無をみると、男性76.7%、女性84.3%で、男女とも同居人「有」の割合が高い。全国・山形県とも、男性に比べ女性の同居割合が高い。(図13)

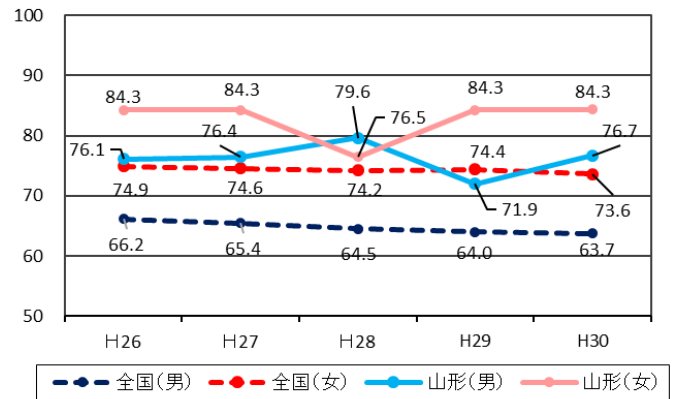


図13 平成26～30年自殺者の同居の割合
厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(住居地)

【留意事項】

- 1) 人口動態統計の数値は、全て確定値を使用。
- 2) 警察自殺統計は、発見地を使用。
- 3) 率算出のための分母に用いた人口(単位:人)

①日本人人口

	山形県		全国	
	男	女	男	女
平成30年	523,000	560,000	60,445,000	63,763,000
	1,083,000		124,218,000	

「平成30年10月1日現在人口推計(総務省統計局)」

②山形県4地域別人口は、日本人及び外国人を対象に集計している「平成30年山形県の人口と世帯数(山形県統計企画課)」を使用。但し、平成27年は、「平成27年国勢調査人口等基本集計結果報告書(山形県統計企画課)」を使用。

【参考】

～人口動態統計(厚生労働省)と自殺統計(警察庁)の相違点～

名称	説明	
人口動態統計 (厚生労働省)	対象	日本における日本人
	計上時点	住所地をもとに死亡時点 住所地で計上
	計上方法	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
自殺の概要 (警察庁)	対象	日本における外国人を含む
	計上時点	死体発見時点(認知時点) 住居地(住所地ではない)・発見地で計上
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。